

《改定原案》



# 横浜市いじめ防止基本方針

【改定原案】

平成 29 年 月改定

横浜市

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

### 【記載予定の内容】

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）との関係
- ・改定に至った経緯
- ・主な改定内容

改定にあたっては、

- ・「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（29年3月31日）
- ・国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（29年3月14日）
- ・市民意見募集で寄せられたご意見

を反映・参酌

## 《改定原案》

### 目 次

**第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方 ······ 1~3**

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止に向けた方針

**第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策 ······ 4~7**

- 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取組
  - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
    - ア いじめに対する措置
    - イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応
  - (2) いじめの対応に関すること
    - ア いじめに対する措置
    - イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応
  - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
    - ア 学校評価、教員評価の留意点
    - イ 学校運営改善の支援
- 4 市長部局の取組
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

**第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 ······ 8~12**

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
  - (1) 策定意義
  - (2) 内容
  - (3) その他

## 2 学校の組織づくり

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見・事案対処
- (3) 取組の検証

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

- (1) いじめの防止
- (2) 早期発見
- (3) いじめに対する措置
- (4) いじめの解消
- (5) 特に配慮が必要な児童生徒
- (6) 学校運営協議会等の活用

# 第4章 重大事態への対処 ······ 13~16

## 1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の判断
- (3) 重大事態の報告
- (4) 調査の趣旨及び調査主体
- (5) 調査を行うための組織
- (6) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (7) その他留意事項
- (8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

イ 調査結果の報告

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査を行う機関の設置
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国的基本方針」を参照

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

全ての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

### 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

横浜市いじめ防止基本方針は、上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 4 いじめ防止に向けた方針

子供のいじめを防止するため、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、市全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

#### 市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子供が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

#### 学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、校長代理のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。

## 《改定原案》

- (7) 学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

### 保護者として

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

### 子供として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

### 市民、事業者、関係機関

- (1) 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、横浜市の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子供の成長、生活に关心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民等は、地域行事等で子供が主体性を持って参加できるよう配慮する。
- (4) 子供の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめのない社会を目指す。

## 第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

- 子供の健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- 区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用した解決や対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士など、専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを実施
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに子供等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築
- 就学前のガイダンスや幼保小連携事業等の活用

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

### 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、横浜市立学校、教育委員会事務局、横浜市が設置する児童相談所、横浜地方法務局、神奈川県警察、その他の関係者により構成される、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。

### 2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、条例により、「横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

この専門委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

### 3 教育委員会の取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。
- エ いじめを早期に発見するため、児童生徒から SOS を引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。
- オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備する。また、スクールソーシャルワーカーが対応するいじめの申立窓口（「学校生活あんしんダイヤル」）を設置し、いじめ 110 番の電話相談等との連携を強化する。
- カ 区役所の「子ども・家庭支援相談」等、学校外の相談窓口を効果的に活用するとともに、保護者に対し、横浜市全体で子供を守り育てていく体制があることを紹介する。
- キ 児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子供同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。
- ク 校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。
- ケ インターネット上のいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。
- また、児童生徒や保護者がインターネット上のいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

#### (2) いじめの対応に関すること

##### ア いじめに対する措置

- (ア) 法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (イ) いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、

## 《改定原案》

専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築する。

- (ウ) 組織的な判断・対応を確実に行えるよう、緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどのルールを明確にする。また、実践を通じた人材育成に取り組む。
- (エ) 学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底する。
- (オ) 緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。
- (カ) 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整える。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する。
- (キ) 区役所や児童相談所、療育センターなど関係機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。

### イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- (ア) いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、発達の段階に応じた適切な児童生徒指導を徹底し、継続的に指導及び支援する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- (イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

### (3) 学校評価、学校運営改善の実施

#### ア 学校評価、教員評価の留意点

- (ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができているかという観点から、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- (イ) 教員評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、日常の児童生徒理解、未然

## 《改定原案》

防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、教員の萎縮につながらないよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

### イ 学校運営改善の支援

- (ア) 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- (イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会や学校と地域との懇談会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 4 市長部局の取組

市長部局は、教育委員会と連携して、いじめの防止及び解決に取り組む。

- (1) 区役所や児童相談所は、教育委員会との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。
- (2) 区役所の「子ども・家庭支援相談」等の相談窓口を活用し、横浜市全体で子供を守り育っていく体制があることを紹介する。
- (3) 区役所は、地域で行っている各種懇談会等を活用して、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを教育委員会と連携して推進する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成される、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の中長期的目標である「学校いじめ防止基本方針」を参考に、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

##### (1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ 加害者への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

##### (2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- ア 年間の学校教育活動全体を通じた体系的な取組の計画の策定
- イ 具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）の策定
- ウ 早期発見・事案対処を実施するためのマニュアル（アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法など）
- エ 校内研修も含めた、年間を通じた学校いじめ防止対策委員会の活動計画
- オ 学校いじめ防止対策委員会による、学校いじめ防止基本方針のチェック（PDCAサイクル）

##### (3) その他

- ア 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域住民の意見を反映する。

## 《改定原案》

民、関係機関等の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。

- イ 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公開し、入学時・各年度の開始時には、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 学校の組織づくり

学校は、当該学校の管理職、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭に加え、学級担任や教科担任等の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催する。「学校いじめ防止対策委員会」は、「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置く。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求めるこどもできる。

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

### (1) 未然防止

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

### (2) 早期発見・事案対処

- ア いじめの相談・通報の窓口としての役割
- イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ウ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- エ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### (3) 取組の検証

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

## 《改定原案》

ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

※「国的基本方針（別添2）」…学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照

#### （1）いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、学校は、いじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### （2）早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。

また、学校は、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解する。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネット

## 《改定原案》

パトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

### (3) いじめに対する措置

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認や、ケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。被害児童生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

### (4) いじめの解消

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害の児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害が重大な場合は、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。学校の教職員

## 《改定原案》

は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内の学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## (5) 特に配慮が必要な児童生徒

### ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

### イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

### ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

### エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

上記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 第4章 重大事態への対処

※いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照

### 1 重大事態の発生と調査（法第28条）

#### (1) 重大事態の意味

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき（法第28条第1項附帯決議）。

「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イの「相当の期間」については、国的基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校・教育委員会事務局が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### (2) 重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。

## 《改定原案》

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

### (3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

### (4) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）。

### (5) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として学校いじめ防止対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

### (6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

## 《改定原案》

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

### (7) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会・学校は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

### (8) 調査結果の提供及び報告

#### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の公表に際しては、個人情報保護関係法令を遵守する。また、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

#### イ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

## 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記(8)一イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### (2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により横浜市いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

### 横浜市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月 平成25年12月  
一部改訂 平成26年4月